

事業名：国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和6年5月31日に公表した入札説明書等に対する
質問回答書

令和6年6月14日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に対する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	入札説明書	2	3	(4)	①	-	事業概要	実施に関する方針に対する質問回答書のNo.2にて、「①事業概要の「本事業は既存の占有者が・・・既存ストックを活用しない条件で提案を行うこと」と記載されていますが、提案にあたって既存ストック活用を含んだ内容は全て不可との考えでよろしいでしょうか。」との質問に、「ご理解のとおりです。」との回答が記載されておりますが、落札者決定後に既存ストックを活用する事による条件変更が発生した際に提案内容の実施が困難と判断した内容については変更協議の対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	3	(4)	③	-	特定事業の対象範囲	「なお、電線共同溝(管路部)の引込管、連系管及び連系設備を含み、引込設備は含まない。」と記載されていますが、連系設備については調査・設計業務以外は連系設備に関する委託に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	連系設備については、調査・設計業務から維持管理業務まで本事業に含みます。
3	入札説明書	3	3	(5)	-	-	事業方式及び権利関係	「なお、期限までに既存・・・本入札時の提案に基づき事業を実施するものとする。」と記載されていますが、期限はいつを考えられているのでしょうか。	現時点では、期限は未定です。
4	入札説明書	5	4	(1)	③	-	応募者の構成	「応募企業又は応募グループの全ての構成員は、次のアからウまでの要件を全て満たすこと。 ア 直近3期が債務超過でないこと。 イ 経常収支が3期連続で赤字でないこと。 ウ 3期以上の決算を迎えていること。」と記載されていますが、第一次審査提出期限までに2023年度の決算が完了していない場合は、2020～2022年度を直近3期との考えで宜しいでしょうか。	p16 6. (5)に記載の通り、競争参加資格の審査は参加表明書等の提出期限の日(令和6年6月25日)をもって行いますので、当該日において確認できる直近3期の資料に基づいて審査します。
5	入札説明書	8	4	(3)	-	-	設計企業の参加資格要件	「調整マネジメント業務(設計段階)のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者又は4.(4)に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。」と記載されていますが、一次審査資料として、調整マネジメント業務(設計段階)では「(様式9)同種の設計実績」もしくは「(様式11)同種の工事実績」のどちらかを提出する理解でよろしいでしょうか。	注)3. に記載のとおりです。
6	入札説明書	9	4	(4)	②	-	工事企業の参加資格要件	「平成21年4月1日以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了し・・・下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。」と記載されていますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事も施工した実績で良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、尚書きにご留意ください。
7	入札説明書	9	4	(4)	-	-	工事企業の参加資格要件	「調整マネジメント業務(工事段階)のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は4.(3)に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たすか、事業監理業務の実績を有すれば良いものとする。」と記載されていますが、一次審査資料として、調整マネジメント業務(工事段階)では「(様式9)同種の設計実績」もしくは「(様式11)同種の工事実績」のどちらかを提出する理解でよろしいでしょうか。	注)3. に記載のとおりです。
8	入札説明書	9	4	(4)	②	-	工事企業の参加資格要件	「調整マネジメント業務(工事段階)のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は4.(3)に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たすか、事業監理業務の実績を有すれば良いものとする。」と記載されていますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事も施工した実績と認めていただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、尚書きにご留意ください。
9	入札説明書	10	4	(4)	③	-	工事企業の参加資格要件	「次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を配置できること。」と記載されていますが、工事業務を実施する企業が設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	10	4	(4)	③	-	工事企業の参加資格要件	配置予定技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者を複数名申請し、その中から選出することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、資格要件を満たしていない技術者は、契約後配置できません。
11	入札説明書	10	4	(4)	③	イ	工事企業の参加資格要件	「平成21年4月1日以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した・・・下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること。」と記載されていますが、工事期間全てを通して従事していなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、従事期間が工事期間全体でない場合は、管路工(管路部)及びプレキャストボックス工(特殊部)の施工を行った実績を有することとし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録している実績データ(工事内容及び同種性が確認できる実績データ)若しくは契約図書等の写しで施工したことが確認できる資料を提出してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
12	入札説明書	12	4	(5)	②	-	工事監理企業の参加資格要件	「平成21年4月1日以降入札公告日までに下記アの条件を満足する同種業務若しくはイの条件を満足する同種工事において、1件以上の実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	12	4	(5)	②	-	工事監理企業の参加資格要件	「・供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。」と記載されていますが、この記載事項は「(5) 工事監理業務の参加資格要件/②/イ」に該当する条件であり、「(5) 工事監理業務の参加資格要件/②/ア」には該当しない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	12	4	(5)	②	-	工事監理企業の参加資格要件	「・供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。」と記載されていますが、大規模な土木工事を行う公益民間企業(電気通信会社)が発注する地下管路工事等も該当する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	12	4	(5)	③	イ	工事監理企業の参加資格要件	「管理技術者は次のいずれかの実績(平成21年度以降入札公告日までに完了した業務)を有すること。」と記載がありますが、いずれかの実績の中で「大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務」と記載されていますが、電気通信会社からの発注土木工事も該当する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	12	4	(5)	③	イ	工事監理企業の参加資格要件	「管理技術者は次のいずれかの実績(平成21年度以降入札公告日までに完了した業務)を有すること。」と記載がありますが、いずれかの実績の中で「大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務」と記載されていますが、再生エネルギー等の発電事業者からの発注土木工事における下請監理技術者も該当する認識でよろしいでしょうか。	本項の要件としては「元請として完成・引渡しが完了した工事の実績を求めていますので、下請は該当しません。
17	入札説明書	12	4	(5)	③	イ	工事監理企業の参加資格要件	「管理技術者は次のいずれかの実績(平成21年度以降入札公告日までに完了した業務)を有すること。」と記載がありますが、いずれかの実績の中で「土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務」と記載されていますが、下請けとして受注した工事も該当する認識でよろしいでしょうか。	本項の要件としては「元請として完成・引渡しが完了した工事の実績を求めていますので、下請は該当しません。
18	入札説明書	12	4	(5)	③	イ	工事監理企業の参加資格要件	管理技術者の実績を証明できる資料として、様式16「X業務実績及び有資格者を証明できる資料(契約書の写し等)」と記載されていますが、契約書に管理技術者候補の氏名が記載されていない場合は、候補者の氏名が記載されている仕様書又は施工計画書等の添付を行えば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	自社で作成した資料ではなく、客観的に証明できる資料の写しを添付してください。
19	入札説明書	12	4	(5)	③	-	工事監理企業の参加資格要件	「・供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。」と記載されていますが、この記載事項は「(5) 工事監理業務の参加資格要件/③/エ」に該当する条件であり、「(5) 工事監理業務の参加資格要件/③/イ」には該当しない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	12	4	(5)	③	-	工事監理企業の参加資格要件	「・供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。」と記載されていますが、大規模な土木工事を行う公益民間企業(電気通信会社)が発注する地下管路工事等も該当する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	13	4	(5)	④	-	工事監理企業の参加資格要件	「業務評定点が70点未満のものは、実績として認めない」、「工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない」と記載がありますが、国、地方公共団体からの発注支援業務(委託業務)については、業務評定点がありませんが、国、地方公共団体からの発注支援業務(委託業務)については、各評定点については記載しなくても問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	発注者支援業務の実績について、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。)が発注した業務等に係る実績である場合は、業務評定点が70点未満のものは実績として認めません。
22	入札説明書	14	4	(7)	②	-	維持管理企業の参加資格要件	「平成21年4月1日以降入札公告日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務又は電線共同溝PFI事業における維持管理業務の実績を有していること。」とありますが、情報BOX点検補修工事も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記工事についてコリンズ登録の入札参加資格区分は「維持修繕工事」で工種は「コンクリート構造物工」です。	実績とは見なしません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
23	入札説明書	14	4	(7)	②	-	維持管理企業の参加資格要件	「平成21年4月1日以降入札公告日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務又は電線共同溝PFI事業における維持管理業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面変状調査も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	実績とは見なしません。
24	入札説明書	14	4	(7)	④	-	維持管理企業の参加資格要件	「地下埋設管路における電力ケーブル又は通信ケーブルを敷設又は補修した工事の実績」と記載されていますが、大規模な土木工事を行う公益民間企業（電気通信会社）が発注した工事も含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書	19	10	(6)	-	-	入札執行回数	「原則として2回とする」と記載されていますが、3回目の執行をご検討願います。	原文のとおりとします。
26	入札説明書	22	15	(3)	②	-	第二次審査	ヒアリングの出席人数の制限はありますでしょうか。ヒアリングは第二次審査提出書類を説明することになると考えていますが、別途説明用資料を用意することができますでしょうか。	ヒアリングの実施方法の詳細は、第二次審査提出書類を提出した入札参加者に別途指示します。 なお、本項に記載の通り、別途説明資料を用意することは認めません。
27	入札説明書	25	16	-	-	-	基本協定の締結	「落札者は、落札決定後7日以内に、…基本協定を締結しなければならない。」と記載されていますが、「落札決定後14日以内に…」に変更することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
28	入札説明書	26	19	(1)	-	-	提示資料の貸与等	貸与資料「令和4-5年度 土佐管内電線共同溝調査設計業務 報告書（一部抜粋）」と入札説明書添付9 入札時積算数量図面に添付されている図面に大きな乖離がありますが、本入札時の事業計画検討については、入札説明書添付9の図面を基に検討する理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	事業契約書(案)	11	第2章	第20条	-	-	事業者の総括代理人	「事業者の総括代理人」は、資格要件の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	資格要件は不要です。
30	事業契約書(案)	12	第2章	第23条	2	-	事業費の確定	「電線共同溝費及び舗装復旧費の単価について定めた工事費合意書」と記載されていますが、単価合意の方式は、単価個別合意方式もしくは包括的単価個別方式を協議で決定する認識でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議して決定します。
31	事業契約書(案)	12	第2章	第23条	4	-	事業費の確定	「数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合」との記載について、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しているか、ご教示願います。	数量が大幅に変動する場合を想定しています。具体的には、四国地方整備局と協議して決定します。
32	事業契約書(案)	19	第2章	第40条	-	-	関係者協議会の設置	「発注者及び事業者は、…その他の本事業の関係者（発注者及び事業者がその参加が必要と判断する者を含む。）により構成する関係者等協議会を設置する。」と記載されていますが、発注者が参加を必要と判断する者として、各占有者以外にどういった者をお考えでしょうか。	各占有者以外には、高知県及び高知市を想定しています。
33	事業契約書(案)	22	第4章	第51条	2	-	既存ストックの利用	「事業者は、既存ストックの引渡しに当たっては、[発注者の立会いの上、]自らの負担において、既存ストックを検査しなければならない。」とありますが、既存ストックの検査費用につきましては、「貴局と既存ストック所有者の協定に準ずる」に変更をお願いします。	原文のとおりとします。
34	事業契約書(案)	31	第8章	第76条	-	-	施設整備費の支払	令和14年3月31日に引渡し予定になっているが、支払いについて「初回は令和15年5月31日とする」と記載されており、支払いまでに1年2ヶ月期間が空くことになるがその理由をお聞かせください。	施設整備費に関する割賦手数料の計算期間を各支払期(4月1日)から期末(3月31日)までとしているため、令和14年5月31日までとしています。
35	事業契約書(案)	31	第8章	第76条	-	-	施設整備費の支払	令和14年3月31日に引渡し予定になっているが、支払いについて「初回は令和15年5月31日とする」と記載されていますが、施設整備費の請求日としては令和14年3月31日の理解でよろしいでしょうか。	令和14年3月31日に限りませんが、割賦手数料の計算期間が満了した日(令和14年3月31日)以降に支払います。
36	要求水準書	3	第1	7	-	-	解体撤去・復旧・移設対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去する施設、復旧・移設する施設は次のとおりである。なお、復旧・移設する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを対象とする。」とありますが、道路附属物(道路照明、防護柵等)が支障とならない場合でも、美観、景観計画等により解体撤去・復旧すべきと考えられる場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
37	要求水準書	3	第1	7	(3)	-	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去対象施設、復旧対象施設に植樹帯が記載されていますが、現状復旧との考えでよろしいでしょうか。また、既存の高木、低木等植栽については記載がありませんが、整備に支障となる場合はすべて撤去とし、撤去した植栽については工事現場発生品として高知国道維持出張所資材置き場に運搬費も含めて設計変更の対象との理解で宜しいでしょうか。	植樹帯及び植栽等の撤去・復旧については、契約締結後指示しますので、詳細設計において設計してください。撤去した植栽等の搬出場所については、契約締結後指示します。なお、変更に係る費用については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
38	要求水準書	4	第1	9	-	1)	再委託	「ただし、「軽微な部分」に該当する作業の再委託については、四国地方整備局の承諾は要しない。」と記載されていますが、どのようなものをお考えなのか提示していただけないでしょうか。	具体の再委託契約の内容に応じて、都度、協議します。
39	要求水準書	4	第1	11	-	-	適用基準	事業中の基準等の改定に伴う適用の可否は、事業工程を考慮し、協議により決定することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	5	第1	13	-	-	関係機関協議会の設置	協議会の開催は、対面、web会議を適宜使い分けることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	7	第1	18	-	2)	交通整理及び安全管理	交通誘導警備員の配置延べ人数については交代要員1名を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	7	第1	18	-	2)	交通整理及び安全管理	「交通誘導警備員の配置人数は下記を見込んでいる。」とありますが、施工時に変更となった場合は変更契約対象との理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
43	要求水準書	9	第1	20	-	-	片側交互通行規制に関する安全確保について	「片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するものとし、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じる」とありますが、表示板等の設置が追加となった場合は変更契約対象との理解でよろしいでしょうか。	経費に含められるため設計変更の対象とはしません。
44	要求水準書	11	第2	1	(6)	-	テクリスへの位置情報の入力	本PFI事業のテクリス登録は可能でしょうか。	PFI事業のため、テクリス登録はできません。
45	要求水準書	14	第2	2	(3)	-	試掘調査	試掘調査の計画は設計企業、試掘は工事会社とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	14	第2	2	(3)	1)	設計時歩掛調査	「事前調査時における……行うものとする。」とありますが、これは公告時点では類似歩掛りで算定して事業費を算出しているが、業務実施前に事業者へ見積もりを依頼した上で、設計変更の対象にするという理解でよろしいでしょうか。	試掘調査を行う場合は、試掘調査時に歩掛調査を行うものとし、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
47	要求水準書	15	第2	3	(2)	-	設計条件の整理	現時点で予定される将来の道路計画をご教授願いたい。	現時点では、想定している道路計画はありません。
48	要求水準書	18	第2	3	(4)	1)	概算発注	概算(数量)発注であるため、数量が確定した後に事業者と協議の上で、設計変更の対象にするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	19	第2	3	(4)	3) ⑥	その他設計	c)信号・標識等共架設計 信号・標識等の共架構造の柱や基礎の設計は含まないという理解でよろしいでしょうか。	信号・標識等共架設計には、信号・標識等の共架構造の柱や基礎の設計は含みませんが、柱の設計は道路照明詳細設計及び交差点照明詳細設計に含み、基礎の設計は照明灯基礎設計に含むものとします。 なお、見積参考資料の訂正については後日公表します。
50	要求水準書	19	第2	3	(4)	3) ⑥	その他設計	b)照明灯基礎設計の3型式が細分化される場合は各ケースの類似等で設計変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として各ケース毎の細分化は設計変更の対象としませんが、四国地方整備局と協議の上、必要と判断された場合は設計変更の対象とします。
51	要求水準書	19	第2	3	(4)	3) ⑦	仮設構造物設計	b)仮設照明設計が必要となる場合は設計変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	新たな仮設照明設計が必要となった場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。なお、架空設備を基本とする機能復旧設計については、当初設計に含んでいます。 なお、見積参考資料等の訂正については後日公表します。
52	要求水準書	19	第2	3	(4)	3) ⑦	仮設構造物設計	b)仮設照明に必要となる契約、電気代は工事費には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書	19	第2	3	(4)	3) ⑨	特殊設計・検討・協議	⑨の業務内容を提示していただけないでしょうか。	現在想定している業務はありません。 詳細設計において必要が生じた場合は実施してください。
54	要求水準書	19	第2	3	(4)	3) ⑩	照査技術者	⑩照査技術者に必要となる要件をご教授願いたい。(資格、同種の保有等)	特に資格等の定めはありません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
55	要求水準書	20	第2	4	(3)	-	設計説明、地元・関係者機関調整等	隣接工区で説明会を実施されている場合は参加人数や会場規模等をご教授願いたい。	実施していません。
56	要求水準書	20	第2	4	(3)	1)	関係機関との協議資料作成	パース作成について、CG,手書き等の条件はありますでしょうか。	特段の条件はありません。
57	要求水準書	21	第2	4	(8)	-	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	必要に応じて国道事務所の同席を求めることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	23	第3	1	(2)	10)	業務の条件	「本業務の履行にあたって、必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。」とありますが、遅延の起因が関係諸官庁にある場合は、責めを負うものについては協議対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	33	第3	1	(10)	1)	工期	①準備期間0日間はPFI事業の特色を踏まえた設定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	59	第6	1	(5)	3)	災害時・非常時の対応	「火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。」とありますが、災害及び想定外の事態が発生した場合の対応に要した費用は設計変更対応という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力が発生した際の費用負担については、事業契約書(案)別紙6に規定のとおりです。
61	要求水準書	60	第6	2	(3)	3)	応急措置	「点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。」とありますが、応急措置に要した費用は設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力が発生した際の費用負担については、事業契約書(案)別紙6に規定のとおりです。
62	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	平面図	事業区間に橋梁部の整備を含み、設計は見積対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業区間に橋梁部の整備を含みます。 四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
63	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	平面図	事業区間に橋梁部の整備を含み、橋梁への影響が懸念され検討が必要になる場合は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業区間に橋梁部の整備を含みます。 四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
64	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	標準横断面図	道路の範囲は、歩道全面と電線共同溝整備に影響する車道範囲(概ね第一通行帯)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	標準横断面図	歩道、車道は現況復旧との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	標準横断面図	道路高さの変更を伴う計画となる場合は、道路詳細設計として設計変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
67	様式集及び記載要領	-	2	(2)	⑤	イ	見積書の提出書類	「・採用した見積単価(歩掛・材料単価・機械経費(賃料等))について、令和6年7月11日・・・CD-Rにより交付を行う。」と記載されていますが、可能であれば公表日の前倒しをお願いします。	原文のとおりとします。
68	様式集及び記載要領	-	様式7	-	-	-	委任状	委任状における構成企業の代表者は、四国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格要件の認定を受けている者でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	様式集及び記載要領	-	様式16	-	-	-	添付資料提出確認書	様式16に「Ⅱ 企業単体の貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計画書(直近3期分)、Ⅲ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)」と記載されていますが、第一次審査提出期限までに2023年度の決算が完了していない場合は、2020～2022年度を直近3期、2022年度を直近1期との考えで宜しいでしょうか。	質問No.4の回答を参照してください。
70	様式集及び記載要領	-	様式16	-	-	-	Ⅵ法人税納税証明書 Ⅶ消費税納税証明書	「(国税通則法施行規則別紙第9号書式)その3の3」のみの提出という理解でよろしいでしょうか	※3に記載のとおりです。
71	様式集及び記載要領	-	様式28	-	-	-	事業の安定性	「事業の安定性に関して、『事業者の破綻等への対策 等』について記載してください。また、SPCを設立する場合は、次の点についても記載してください。」とありますが、SPCを設立しない場合でも事業者の破綻等への対策について提案した場合、評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	様式集及び記載要領	-	様式30-5	-	-	-	施設整備費と維持管理費の内訳	Ⅱ.工事費の項目として「電線共同溝費」と「舗装復旧費」の記載がありますが、舗装復旧費とは切削オーバーレイ工事という理解でよろしいでしょうか。また、舗装復旧費は電線共同溝費内には、含まれないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
73	事業者が付す保険等	2	第1	2	(3)	④	付保条件	土木工事保険の被保険者に貴局が含まれておりますが、工事業務期間が保険期間となる状況で、貴局が被保険者である必要性やその状況をご教授願います。	具体例としては、国の責めに帰すべき事由や不可抗力により、工事目的物等の損壊が生じた場合を想定しています。 不可抗力の費用については一部発注者負担とされていますので、発注者の負担を軽減するために必要な措置と考えています。
74	事業者が付す保険等	2	第1	2	(3)	⑤	付保条件	「土木工事保険」について、 「保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。)とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。 支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 ≪限度額(例)≫ 保険金額:1事故限度額5,000万円(期間中限度額1億円)	本件の土木工事保険の付保条件としては、支払限度額の設定は求めています。
75	事業者が付す保険等	2	第1	2 3	(3) (3)	-	付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。(なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています)	本別紙に記載の全ての付保条件を遵守してください。
76	事業者が付す保険等	1 2	第1	1 2	-	-	各保険共通 「付保条件」	設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)までの契約としてよいとの理解でよろしいでしょうか。	保険期間として工事期間の全期間を付保条件としている保険は、引渡予定日(令和14年3月31日)までを付保期間としてください。
77	事業者が付す保険等	1 2	第1	1 2	-	-	各保険共通 「付保条件」	履行保証保険、土木工事保険の保険の契約期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)まで契約としてよろしいでしょうか。	保険の契約期間として工事期間の全期間を付保条件としている保険は、引渡予定日(令和14年3月31日)までを付保期間としてください。
78	事業者が付す保険等	-	-	-	-	-	各保険共通 「付保条件」	補償額について指定の無い部分は、事業者が任意に設定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	事業費の算定及び支払い方法	2	第1	2	-	-	事業費の内訳	本事業で国側が想定している建中金利の利率について開示をお願いします。また、その設定根拠についても、開示をお願いします。	開示しません。
80	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	②	割賦手数料	「割賦手数料は、施設費とともに、令和14年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全22回に分けて支払う予定である。」とありますが、施設整備期間を1年前倒した場合、この期間に発生した割賦手数料は第1回目の支払い時にまとめて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、本施設の引渡しの前倒しは想定していませんが、事業契約書第76条第1項及び同第77条第1項に基づき施設整備費及び維持管理費・その他費用の支払期間については、協議することはできます。
81	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	②	割賦手数料	上記質問の回答で、前倒し期間の割賦手数料を負担いただける場合。 その費用は入札額には含めず設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。(入札額に含める場合は、割賦原価が満額の状態で前倒した期間の割賦手数料を負担することになるため、入札額が増加し工期短縮を図った事業者が競争上不利になることや、金利条件によっては予定価格を上回るリスクもございます。)	質問No.80の回答を参照してください。
82	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(1)	イ	基準金利	他の電線共同溝PFI事業においての基準金利は、国債金利を採用していますが、事業者がSPCを設立し資金調達した場合、利率が2～3倍程度と大きく乖離しております。基準金利を、民間金融機関で採用されている一般的な金利として頂くようご検討をお願い致します。	原文のとおりとします。
83	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	-	(2)	-	詳細設計業務完了時	「詳細設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、第3.(1)で算定した事業費の内訳を修正する。」と記載されていますが、詳細設計完了後に変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	-	(3)	-	事業費確定に係る資料の提出	「事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、発注者に提出するものとする」と記載されていますが、本施設の引渡予定日がR14年3月31日になっていますが、その2年前のR12年3月31日までに提出が必要との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、R12年3月31日以降に工程変更が生じた場合、変更協議対象にならないのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、事業者の責めに帰すことができない事由等により工程変更が避けられない場合は、協議に応じます。
85	事業費の算定及び支払い方法	-	-	-	-	-	事業費の算定共通	本事業の積算設計単価の採用月をご提示願います。	土木工事標準積算基準書のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
86	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	数量総括表 (調査・設計業務)	P.2 仮設照明設計について数量が1.53kmとなっておりますが、片側のみの設計との理解でよろしいでしょうか。また、両側の設計が必要となった場合は変更契約対象との理解でよろしいでしょうか。	数量については、道路延長で計上しており、道路の両側に仮設照明を設置することを想定しております。
87	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.1 仮設工 軽量鋼矢板(電線共同溝)が計上されていますが、矢板賃料は計上されていますか。	矢板賃料は計上していないため、四国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
88	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.4～5 管路工について、直管のみの計上となっておりますが、曲管使用の場合は、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
89	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.4～5 管路工について、見積参考資料でも継手については記載がありませんが、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
90	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.5 プレキャストボックス工(特殊部) A-5、A-7マンホールについて、見積参考資料では蓋設置200kg以下となっておりますが、土木工事積算基準では、蓋の質量は調整リングを含めた質量となっておりますので200kg～800kg以下ではないでしょうか。	見積参考資料を修正し、後日公表します。
91	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.5～6 プレキャストボックス工(特殊部)について、見積参考資料では妻壁の管路数は考慮しないと記載されていますが、妻壁に設置するダクトスリーブ等については設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	当初は計上していないため、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
92	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.5 プレキャストボックス工やP.6 道路照明設備工において、夜間の生コン打設が発生しますが、生コンの割増費用は計上されていますか。	計上しています。
93	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.6 道路照明設備設置工について、管路等については図面等に記載がありませんが、管路の種類、条数等の配線計画は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
94	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.6 植栽維持工について、参考歩掛には木くずの処理費が計上されていませんが、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
95	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.7 支障物移設工について、見積参考資料で工事区分「電線共同溝」の内、電線共同溝工の5%を計上していると記載されていますが、5%を超えた場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、変更契約による対応を行うこととし、改めて積上げ計上を行うこととする。
96	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.7 連系設備に関する委託費について、見積参考資料で工事区分「電線共同溝」の内、支障物移転工、連系設備に関する委託費工を除く工種の20%を計上していると記載されていますが、20%を超えた場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、変更契約による対応を行うこととし、改めて積上げ計上を行うこととする。
97	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.8 ～9 透水性舗装工の1号歩道舗装について、路盤が見積参考事項では下層路盤(車道・路肩部)と記載されていますが、歩道ではないでしょうか。	見積参考資料を修正し、後日公表します。
98	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.9 排水構造物工について路側配水管1号側溝が計上されていますが、図面に記載がありませんのでご教示願います。また、路側排水柵を設置する場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	排水構造物工については、詳細な位置が決定していないため、概算数量を計上しています。路側排水柵を設置する場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
99	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.10 縁石工について歩車道境界ブロック1号縁石が計上されていますが、図面に施工箇所の記載がありませんのでご教示願います。また、乗り入れ、切り下げを計上する際には設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	縁石工については、詳細な位置が決定していないため、概算数量を計上しています。乗り入れ、切り下げを計上する場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
100	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.10 共通仮設費の建設機械運搬費について、現地に重機置場を確保出来ない場合、日々回送となりますが、その際は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	土木工事標準積算基準書のとおりです。
101	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.10 共通仮設費の運搬費について、仮設材運搬が計上されていませんが、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
102	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.10 準備費 試掘調査費について、工事業務にて250箇所計上されていますが、試掘調査は詳細設計実施のために必要なものですので、調査設計業務での計上に変更して頂けないでしょうか。(調査設計業務にて外業、内業ともに20箇所計上済)	原文のとおりとします。 なお、詳細設計時に試掘が必要だと判断した場合は詳細設計業務で実施することは可とし、費用については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
103	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.11 事業損失防止施設費 家屋調査について見積参考資料にて調査内容を明示していただいておりますが、どの家屋がどの区分として計上されているのかご教示願います。	提示する資料としては、見積参考資料(別紙)のみとなります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
104	入札時積算数量 図面書	—	—	—	—	—	工事数量総括表 (工事業務)	P.11 事業損失防止施設費 騒音・振動調査費について、見積参考資料にて5地点を12回測定するように記載されていますが、具体的にどの地点を考えていらっしゃるのかご教示願います。	現時点で想定している具体的な箇所はありません。
105	見積参考資料	—	—	—	—	—	歩掛参考資料 (試掘調査)	歩掛参考資料(試掘調査)で、試掘調査費/外業(内業)/数量20箇所となっていますが、詳細設計時に試掘が必要だと判断した場合は、数量の変更は可能との理解でよろしかったでしょうか。また、変更契約対象との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
106	見積参考資料	—	—	—	—	—	見積参考資料 (工事業務)	見積参考資料において角型FEPを採用しておりますが使用材料についてご教示願います。(採用メーカーによって有効長が異なるため)	貴社にて判断をお願いします。
107	見積参考資料	—	—	—	—	—	見積参考資料 (工事業務)	歩掛参考資料(工事業務)で、共通仮設費/準備費/試験掘り調査費として昼間75箇所、夜間175箇所を計上されていますが、詳細設計時に試験掘りが必要だと判断した場合は、工事業務の試験掘りを減額し、設計業務で試験掘りを実施することも可能との理解でよろしいでしょうか。また変更契約対象との理解でよろしいでしょうか。	質問No102の回答を参照してください。
108	見積参考資料	—	—	—	—	—	見積参考資料 (工事業務)	支障物移設費及び連系設備に関する委託費について「諸経費含む」と記載がありますが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	見積参考資料	—	—	3	—	—	見積参考資料(別紙)	道路施設基本データ作成費について、「1工事当たり技術員1.75人日/工事(週休2日補正(労務費)の対象外)」と記載がありますが、本PFI事業でも1工事として計上されるのでしょうか。本PFI事業の場合、データ作成対象となる道路施設が多い為(例:道路照明、道路標識、共同溝等)、実態に合わせて変更対象としていただけないでしょうか。	本工事においても1工事として計上しており、設計変更の対象とはしていません。
110	見積参考資料	—	—	5	—	—	見積参考資料(別紙)	「本工事における支障物移設工については、工事数量総括表に示す下記対象工種の5%を計上している。」と記載されていますが、実際に支障移設工が発生した場合の費用については変更対象との理解でよろしいでしょうか。	質問No95の回答を参照してください。
111	見積参考資料	—	—	6	—	—	見積参考資料(別紙)	「本工事における連系設備に関する委託費については、工事数量総括表に示す下記対象工種の20%を計上している」と記載されていますが、委託費については変更対象との理解でよろしいでしょうか。	質問No96の回答を参照してください。
112	見積参考資料	—	—	11	—	—	見積参考資料(別紙)	「特別調査(臨時調査)結果の材料単価については、競争参加資格確認通知書において、…電子データにて交付する。」と記載されていますが、可能であれば公表日の前倒しをお願いします。	原文のとおりとします。
113	見積参考資料	—	—	—	—	—	見積参考資料 (特別調査(臨時調査))	特別調査(臨時調査)材料の「プレキャストボックス特殊部A-7マンホール(車道用)」「プレキャストボックス特殊部A-5マンホール(車道用)」について、備考に「妻壁の管路数は考慮しない」と記載がありますが、詳細設計完了後の管路条数によってダクトスリーブ取付費用は変更対象との理解でよろしいでしょうか。	質問No91の回答を参照してください。
114	見積参考資料	—	—	1	2)	—	特殊部マンホール点検	歩掛見積について、1回当たりの見積依頼となっていますが、1回当たりの特殊部点検個数は41個(A-5MH:22個、A-7MH:18個、基点接続柵:1個)の理解でよろしかったでしょうか。また、維持管理開始前に特殊部の個数に変更があった場合は、変更契約対象の理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
115	見積参考資料	—	—	1	2)	—	特殊部マンホール点検	点検回数について「維持管理業務開始後5年目の年度を初回とし、5年に1回、合計4回を想定している。」と記載されていますが、維持管理業務期間が22年間(R36年3月末)の為、最終年度については、現地徒歩点検のみを実施して引渡し理解でよろしいでしょうか(点検年:R18年、R23年、R28年、R33年)	ご理解のとおりです。
116	見積参考資料	—	—	—	—	—	工事業務 試掘調査 日当たり施工量の補正	事務連絡(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 平成23年3月31日 http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf)によりますと、道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事で、特定工種の日当たり作業量の補正の試行を行うとされておりますが、今回の事業は本試行を適用しているのでしょうか。	適用していません。